



県章



平成29年  
6月16日(金)  
第9509号

目次

ページ

告示

- 道路の供用開始(道路管理課) 2
- 同 2

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 2
- 同 3
- 都市計画道路変更の県原案(都市計画課) 3
- 公聴会の開催(同) 4
- 道路位置の指定(建築課) 5

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 5

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川松井田線	渋川市伊香保町伊香保字赤土117番の6地先から同市同字香湯28番の3地先まで	平成29年6月16日

### ◎群馬県告示第189号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	林長野原線	吾妻郡長野原町大字長野原字一本松997番の2地先から同郡同町大字同字町104番の2地先まで	平成29年6月24日 午後1時

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年6月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋中央硬式野球倶楽部
- 3 代表者の氏名 春原太一

- 4 主たる事務所の所在地 前橋市三俣町二丁目36番地30
- 5 定款に記載された目的 この法人は、中学生を中心とする子供達や地域住民に対して、野球の指導や野球大会の開催等を通じ、健康を提供し、体力の増進を図ると共に、硬式野球を中心としたスポーツの振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成29年6月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人北毛ささえあいの会
- 3 代表者の氏名 藤井喜久男
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市有馬237番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、保健福祉及び介護・子育て支援などの事業を行い、健康で心豊かな明るいまちづくりに寄与することを目的とします。

沼田都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・4・1号国道17号線を3・4・1号国道291号線に名称を改め、3・3・1号環状線ほか7路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	環状線	沼田市栄町	沼田市戸鹿野町	沼田市材木町	約 7,680m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差6箇所	
	3・3・2	沼田バイパス線	沼田市下川田町	みなかみ町大字真庭	沼田市薄根町	約 4,300m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・1	国道291号線	沼田市下川田町	沼田市恩田町	沼田市薄根町	約 3,200m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所	

3・4・2	沼田停車場線	沼田市清水町	沼田市榛名町	沼田市榛名町	約830m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所
3・4・3	薄根線	沼田市薄根町	沼田市薄根町	沼田市薄根町	約360m	地表式	2車線	17m	幹線街路と平面交差3箇所
3・5・1	沼田中央線	沼田市戸鹿野町	沼田市東原新町	沼田市材木町	約2,780m	地表式	2車線	12m	JR上越線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所
3・6・1	沼田日光線	沼田市薄根町	沼田市下久屋町	沼田市材木町	約5,090m	地表式	2車線	11m	JR上越線と立体交差1箇所 幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所
3・6・2	材木町柳町線	沼田市材木町	沼田市柳町	沼田市材木町	約1,560m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差4箇所

群馬県都市計画公聴会規則(昭和45年群馬県規則第85号)第2条第1項の規定により、沼田都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正明

- 開催期日及び場所 平成29年7月11日(火)午後7時から 沼田市役所北庁舎3階第二会議室
- 作成しようとする都市計画の案 沼田都市計画道路の変更に係る都市計画の案(都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県沼田土木事務所及び沼田市都市建設部都市計画課において、平成29年6月16日(金)から同月30日(金)まで閲覧に供する(ただし、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。))
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、平成29年6月30日(金)までに下記に到着するよう提出すること。  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県沼田土木事務所、沼田市都市建設部都市計画課及び公聴会開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

沼田都市計画道路の変更(3・3・1号環状線ほか7路線)に関する公述申出書

年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 あて

平成29年6月16日付け群馬県報に登載された沼田都市計画道路の変更(3・3・1号環状線ほか7路線)に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- |   |                               |    |      |
|---|-------------------------------|----|------|
| 1 | 公述申出人                         | 住所 | 電話番号 |
|   |                               | 氏名 | 職業   |
| 2 | 都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要) |    |      |
| 3 | 意見の要旨(別紙のとおり)                 |    |      |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字北下字畑中221-9	延長 67.10 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-4号 平成29年5月22日

## ■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月16日

群馬県公安委員会委員長 児 玉 三 郎

### 群馬県公安委員会規則第8号

#### 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3国道17号の項を次のように改める。

国道17号	群馬県高崎市新町陣場1148番地9から群馬県利根郡みなかみ町真庭字川原654番地まで 群馬県太田市二ツ小屋町字元地から群馬県前橋市田口町字下田尻122番地1まで 群馬県伊勢崎市三和町1947番地5から群馬県伊勢崎市三和町1757番地5まで
-------	---

別表第3国道291号の項を次のように改める。

国道291号	群馬県沼田市戸鹿野町字下原394番地5から群馬県利根郡みなかみ町真庭字宮前557番地まで 群馬県渋川市渋川字関下1120番地4から群馬県渋川市中郷字伊勢原515番地10まで 群馬県前橋市田口町字下田尻134番地1から群馬県渋川市半田字入道林1742番地1ま
--------	--

\_\_\_\_\_で

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111